第2部 各局主要政策

第1章 内局

| 第 | 1節 | 経済産業政策局 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 99 |
|---|------|--|-----|
| | 1. 総 | 論:2021 年度の成長戦略等の動きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 99 |
| | 1. | 1. 成長戦略実行計画の取りまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 99 |
| | 1. | 2. 成長戦略実会議等の開催と来年度の改訂に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 99 |
| | 1. | 3. 経済産業研究所 (RIETI) について ···································· | 99 |
| | 1. | 4. 経済産業政策の新機軸について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 100 |
| | 2.産 | 業の新陳代謝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 100 |
| | 2. | 1. 産業競争力強化法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 100 |
| | 2. | 2. 株式会社産業革新投資機構/株式会社INCJ ······ | 104 |
| | 2. | 3. 架け橋プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 105 |
| | 2. | 4. オープンイノベーション促進税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 105 |
| | 2. | 5. J-Startup····· | 105 |
| | 2. | 6. 外国人起業活動促進事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 105 |
| | 3. 産 | 業金融政策····· | 106 |
| | 3. | 1. 指定金融機関を通じた危機対応業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 106 |
| | | 2. リースを活用した低炭素製品の導入促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | 3. ローカルベンチマーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | 4. 産業・金融・IT融合(FinTech)に関する検討····· | |
| | | 5. 持続的成長に向けた長期投資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | 業人材政策····· | |
| | 4. | 1. 人的資本経営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 107 |
| | | 2. 未来人材会議の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | 3. リスキル・学び直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | 4. 多様で柔軟な働き方の実現に向けた検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | 5. 外国人材政策····· | |
| | | 6. 賃上げを促進する税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | 的財産政策····· | |
| | | 1. 不正競争防止法改正に向けた検討について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | 2. 営業秘密保護のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | 3.データ利活用の推進に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | 4. 知的資産経営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | 5. 標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | 業法制の課題に関する取組・企業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | 1. コーポレートガバナンスに関する取組 | |
| | 6. | 2. 事業再編の促進に関する取組 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 111 |
| | 6. | 3. 企業会計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 111 |

| | 6. | 4. | 開示・企業と投資家との対話・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 112 |
|----|----|----|--|-----|
| | 6. | 5. | 企業の社会的責任(CSR)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 113 |
| 7. | 競 | 争政 | 策······ | 113 |
| | 7. | 1. | 概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 113 |
| | 7. | 2. | 2021 年度の主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 113 |
| 8. | 女 | 性の | 活躍推進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 114 |
| | 8. | 1. | 女性活躍推進に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 114 |
| | 8. | 2. | 経済産業省で実施した女性活躍等の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 114 |

第1節 経済産業政策局

1. 総論: 2021 年度の成長戦略等の動きについて

1. 1. 成長戦略実行計画の取りまとめ

経済財政諮問会議が示す経済財政運営と改革の基本方針等の下、我が国経済の持続的な成長に向け、成長戦略の具体化を推進するため設置された成長戦略会議において、成長戦略の取りまとめに向けた議論が行われた。議論を経て、2021年6月18日「成長戦略実行計画」が閣議決定された。

「成長戦略実行計画」においては、14 の分野のグリーン成長戦略の具体化、フリーランスの働く環境整備、経済安全保障、SPACによるスタートアップ支援、私的整理の法制面の整備などが核として記された。

経済産業省としては、グリーン成長戦略の実現、ウィズコロナ・ポストコロナの世界に向けた事業再構築の環境整備、デジタル関連投資の推進等に向けた具体的な取組を示した。

1. 2. 成長戦略会議等の開催と来年度の改訂に向けて

(1) 新しい資本主義実現の開催と進捗状況の確認

2021 年 10 月より、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、内閣に、新しい資本主義実現本部が設置された。新しい資本主義実現本部の下、新しい資本主義を実現していくため、それに向けたビジョンを示し、その具体化を進めるため、内閣総理大臣を議長とする「新しい資本主義実現会議」が新たに開催されることとなった。

新しい資本主義実現会議の下には、非財務情報可視化研究会、スマート農林水産業ワーキンググループ、コンセッション等に関するワーキンググループが設置され、それぞれの分野について集中的な審議が行われた。

(2)新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 の策定に向けて

新しい資本主義実現会議において、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の策定に向けた重要テーマごとの検討が深められた。経済産業省としては、人への投資と賃上げ環境整備、価格転嫁対策、量子・AI技術、バイオものづくり分野における我が国競争力確保に向けた投資等について方向性を示した。

(1) 規制改革推進会議

規制改革推進会議は、2016年9月に、規制改革会議の 後身の常設の会議体として設置された。2020年10月から、 「新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様 式に向けた規制改革」、「デジタル時代に向けた規制全般の デジタルトランスフォーメーション」、「地方を含めた経済 活性化・成長路線への回復に向けた規制改革」という3つ の柱の下で規制改革に取り組むため、成長戦略、雇用・人 づくり (教育、保育)、投資等 (金融、電波制度、エネル ギー、物流等)、医療・介護、農林水産、デジタルガバメ ント (民間の行政手続コストの削減) などのそれぞれの分 野について、ワーキンググループで、規制改革に向けた審 議が行われた。この議論を踏まえ、2021年6月1日に「規 制改革推進に関する答申」が取りまとめられた。経済産業 省に関係する事項としては、書面・押印・対面規制の見直 し、支払い件数が年1万件以上の行政手続きに関するキャ ッシュレス化の促進等がある。

この答申等を踏まえ、対象となった規制や制度の改革を 着実に進めるため、2021年6月18日に「規制改革実施計 画」が閣議決定された。

1. 3. 経済産業研究所(RIETI)について

独立行政法人経済産業研究所(RIETI)は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としている。RIETIでは、2020年度から2023年度までの4年間を第5期中期目標期間とし、同中期目標に示した第4次産業革命関連の研究の実施、文理融合を含めた複数分野の研究体制の確立、EBPM(Evidence-based Policy Making)研究の推進により、経済産業政策の立案に貢献することとした。

第5期中期目標期間の2年度目である2021年度の調査・研究・政策提言・資料統計業務では、「査読付き英文学術誌等への掲載及び専門書籍への収録件数」について、影響度や引用された頻度が高いことを表すインパクトファクターQ1又はQ2の学術誌に28件の論文が掲載さ

れた。「EBPM、文理融合及び海外研究者の論文数」は 63 件となり、年度目標 30 件以上を大きく上回る実績を上げ、特にEBPMに関する研究論文数は前年度 8 件に対して 28 件と大幅増となった。また、文理融合研究の一例として、京都大学医学研究科と共同し、新型コロナウイルス感染症流行の実態解明について医学・社会科学の両面から研究を進め、書籍として公表した。「白書、審議会資料等における研究成果の活用件数及び政策アドバイス件数」は年度目標 210 件以上に対して 298 件の実績を上げ、白書や審議会資料等への記載だけでなく、閣僚級会合等において、RIETIの研究成果が政策決定等に当たっての主要な根拠として用いられ、政策の理論的下支えを行ったり、政策の軌道修正が図られる等の影響を与えた。

成果普及・国際化業務では、新型コロナウイルス感染症 拡大防止の観点から、主催する国内外の公開シンポジウム、 セミナー等のイベントを全てオンライン形式により実施 し、各方面への周知や共催団体等との連携強化等に取り組 んだことにより、集客数は過去最高の10,362人となった。 また、ウェブサイトにおける動画コンテンツや海外向け情 報発信の充実、メディアとの共同企画・連載記事の掲載、 新型コロナウイルスが経済に与えた影響を分析した書籍 の発刊等、時宜を捉えた取組を行うとともに、国内外の有 識者、政策実務者が集う「知のプラットフォーム」として 国際的な認知度を活かし、多岐にわたる重要なテーマで世 界最先端の政策研究を取り込み、経済産業政策等の立案等 に貢献した。

1. 4. 経済産業政策の新機軸について

(1) 経済産業政策新機軸部会

過去 30 年近く設備投資や人的資本投資が低迷し日本企業の国際競争力が低下している。人材が育ち、産業が育ち、国民の所得が向上するという好循環を作るべく、これまでの経済産業政策を抜本的に見直し、政府も民間も一歩前に出て「大規模・長期・計画的な投資を進める「ミッション志向の産業政策」を「経済産業政策の新機軸」として検討するため、2021年11月、産業構造審議会に「経済産業政策新機軸部会」を設置した。

2021 年 11 月 19 日に開催した第 1 回会議以降、2022 年 3 月 31 日まで 6 回にわたりグリーンやデジタル、経済安全保障などの社会課題に着目してテーマごとに議論を重

ねてきた。

具体的には

(第1回)

・「経済産業政策の新機軸」の議論を今後どのように進めていくかおよび産業構造変化を踏まえた人材育成の在り方について

(第2回)

・テクノロジーが進展する中で、企業・医療・行政といった分野においていかにデジタル化およびDXを進め、デジタル社会を実現していくかについて

(第3回)

・国際的にますます「グリーン」というテーマが重要になってくるなかで、日本が目指すべき産業構造や産業政策 について

(第4回)

・五か年計画が策定されるなど、ますます重要性が認識されているスタートアップを人材・資金・エコシステムといった多様な観点から、どのように促していけるかについて

(第5回)

・官も民も一歩前に出て「経済社会課題の解決」と「経済 成長」の二兎を追う「ミッション志向の産業政策」をバ イオやレジリエンス、健康といった分野においていかに 展開していくかについて

(第6回)

・国際的な企業間競争が激しくなる中で、いかに人的資本 投資やマルチステークホルダーへの配慮などを通じグ ローバルな課題解決を価値創造に結びつけていくかに ついて

それぞれ議論を行った。

2. 産業の新陳代謝

2. 1. 産業競争力強化法

(1) 概要

産業競争力強化法はアベノミクス第三の矢である「日本 再興戦略」(2013 年 6 月 14 日閣議決定)に盛り込まれた 施策を確実に実行し、日本経済を再生することで、バブル 崩壊から 20 年以上続く低迷とデフレから早期に脱却させ、 持続的な経済成長を実現させることを目的として 2014 年 1月 20 日に施行された。その後、一度の改正を経て、新 型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、

「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、2021 年度に産業競争力強化法の改正が行われた(2021年6月16日及び同年8月2日施行)。

(2) 個別施策の実績

(ア)経済社会情勢の変化に対応した成長支援

(A) 事業適応計画

経済社会情勢の変化に対応し、生産性向上や需要開拓のために行う事業再構築やDX、カーボンニュートラルの実現に向けた取組をそれぞれ①成長発展事業適応、②情報技術事業適応、③エネルギー利用環境負荷低減事業適応として定義し、これに果敢にチャレンジする事業者に対して、必要な支援措置を講じ、産業競争力の強化を図るものである。

a. 成長発展事業適応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による影響によって、厳しい経営環境に直面している事業者であっても、ポストコロナに向けて事業再構築・再編等の経営改革に果敢に取り組む企業に対し、最長5事業年度の間に行った成長発展事業適応のために必要な成長投資の額の範囲内で繰越欠損金の控除上限を100%(現行制度は50%が上限)へ引き上げる措置やツーステップローンを講ずるもの。

b. 情報技術事業適応

ウィズ・ポストコロナ時代を見据え、デジタル術を活用したビジネスモデル変革 (DX) を実現するためには、経営戦略・デジタル戦略の一体的な実施が不可欠という観点から、事業者が、全社レベルのDXの計画を策定し、これに従って行われる設備等の投資額について、税制上の優遇措置やツーステップローンを講ずるものである。

c. エネルギー利用環境負荷低減事業適応

気候変動問題への対応を成長の機会ととらえる国際 的な潮流が加速する中、事業者が、こうした潮流に対応 し2050年カーボンニュートラルを実現すべく、脱炭素 化効果が高い製品の普及や生産工程等の脱炭素化に取 り組む計画を策定し、計画に従った設備投資を行う場 合に税制上の優遇措置を講ずるもの。

加えて、2050 年カーボンニュートラル実現に向けた 10 年以上の計画を策定し、着実なCO2削減のための 取組 (トランジション)を進める事業者に対し、成果連動型利子補給制度やツーステップローンを講じており、2022 年3月末までに民間金融機関も含めた7機関を指定金融機関として指定した。

| | 認定件数 |
|-------------------|------|
| 成長発展事業適応 | 15 件 |
| 情報技術事業適応 | 20 件 |
| エネルギー利用環境負荷低減事業適応 | 34 件 |

(2022年3月31日時点)

(イ)「新たな日常」に向けた事業環境の整備

(A) 規制改革の推進

a. バーチャルオンリー株主総会の実現

現行の会社法では、リアル株主総会やハイブリッド型バーチャル株主総会の開催は可能であるが、バーチャルオンリー株主総会の開催は難しいとされる。これは、会社法上、株主総会を招集する場合には、株主総会の「場所」を定めなければならない(会社法 298 条 1 項 1号)とされているところ、株主総会の「場所」は、株主が質問し説明を聴く機会を確保するため、物理的に入場することができる場所でなければならないと解されているためである。

他方で、バーチャルオンリー株主総会は、(i)遠隔地の株主を含む多くの株主が出席しやすく、(ii)物理的な会場の確保が不要で運営コストの低減を図ることができ、(iii)株主や取締役等が一堂に会する必要がなく感染症等のリスクの低減を図ることができる。このように、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながることから、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を

強化する観点から、産業競争力強化法において、会社法の特例として、「場所の定めのない株主総会」に関する制度を創設し、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能としている。

具体的には、一定の要件を満たすことについて経済 産業大臣及び法務大臣の確認を受けた上場会社に限り、 株主総会を「場所の定めのない株主総会」とすることが できる旨を定款に定めることができ、当該定款の定め のある上場会社について、物理的な会場を設けないバ ーチャルオンリー株主総会の開催を可能としている。

両大臣の確認にあたっては、各企業から提出された申請書と添付資料をもとに、通信の方法に関する責任者の設置、通信の方法に係る障害に関する対策についての方針、通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針、株主の数が100人以上であること、を要件として確認している。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、施行日 (2021年6月16日) から2年間 (2023年6月16日まで。同日を含む。) は、上記の確認を受けた上場会社について定款の定めがあるものとみなすことができ、この場合、定款変更の株主総会決議を経ることなく、バーチャルオンリー株主総会の開催が可能となる。制度開始から2022年3月末までに実際にバーチャルオンリー株主総会を開催した会社は8社、「場所の定めのない株主総会」とする旨の定款変更を決議した会社は136社となっている。

b. 規制のサンドボックスの恒久化(生産性特措法からの移管)

規制のサンドボックス制度は、革新的な事業活動を 行う事業者の取組を促進し、生産性を向上させるため、 これまでにない革新的なアイデアについて、期間や参 加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受 けることなく、新しい技術等の実証を行うことができ る環境を整えることで、「まずやってみる」ことを許容 し、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた 情報・資料を活用できるようにして、規制改革の推進を 図るもの。

本制度は、2021年6月までの時限法であった生産性

向上特別措置法に規定されていたが、これまで本制度 の活用を通じて新たな技術・ビジネスモデルの社会実 装が進んだ実績があること、グレーゾーン解消制度や 新事業特例制度と併せて規制改革を進めることが有益 であること等を踏まえ、産業競争力強化法に移管し恒 久化することとした。

なお、2021 年度は、ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証、ロボットを用いた無人カフェの営業の実証が認定され、 実証が行われた。

c. 債権譲渡における第三者対抗要件の特例(民法等の 特例)

債権の譲渡は、民法第 467 条において、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができず、この通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ債務者以外の第三者に対抗することができないとされている。また、確定日付のある証書は、民法施行法に規定されており、公正証書や内容証明郵便等がこれに当たる。

改正産競法に基づき、債権の譲渡の通知又は承諾(以下「債権譲渡通知等」という)が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従って提供する情報システム(一定の要件を充たすものに限る)を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第467条2項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなすこととする特例措置が規定された(産業競争力強化法11条の2)。

d. グレーゾーン解消制度・新事業特例制度

グレーゾーン解消制度・新事業特例制度は、企業の個々の事業内容に即して規制改革を進めていくことを狙いとして創設された制度である。このうち、グレーゾーン解消制度は、具体的な事業計画に即して規制の適用有無を確認できる制度である。また、新事業特例制度は事業者による規制の特例措置の提案を受けて企業単位で規制の特例措置の適用を認める制度となっている。

2021 年度は、グレーゾーン解消制度では、国・地方自治体の行政機関との契約におけるクラウド型電子契

約サービス、建設業界への電子契約サービスの提供等について可能という回答があり、本制度を活用した事業を全国的に実施することが可能となっている。また、新事業特例制度では、「電動キックボード運転時のヘルメット任意着用」などの計画認定を受けて特例措置を利用した事業が継続されている。

| | 回答又は認定件数 | |
|---------|---------------|--|
| 新事業特例制度 | 累計:16件 | |
| 利争未付例前及 | 2021 年度: 0件 | |
| グレーゾーン解 | 累計:214件 | |
| 消制度 | 2021 年度: 35 件 | |
| 規制のサンドボ | 累計:13件 | |
| ックス制度 | 2021 年度: 4件 | |

(当省が主務大臣である件数、2022年3月31日時点)

(B) ベンチャー企業の成長支援

a. ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債 務保証制度

ディープテックベンチャーを始めとする、事業化・収益化までの間が長く、かつ必要資金が大規模なベンチャーにおいて、継続的な成長を見越した資本政策の一環として、株式に比較して資本コストの低い融資(デット)による資金調達のニーズが高まっている。

他方、民間金融機関にとって、ベンチャーと従来の一般的な貸出先とでは、担保資産が僅少・事業見通しが不安定等、融資判断の状況が大きく異なり、現状、ベンチャー向け融資の実績が積み上がらず、実績が上がらないためノウハウが蓄積しない、という悪循環に陥っている。

こうした状況を踏まえ、2021 年度の産業競争力強化 法の改正において事業計画を認定されたベンチャーが、 経済産業大臣に指定された民間金融機関(以下、「指定 金融機関等」)から行う一定の借入れについて、(独)中 小企業基盤整備機構が債務を保証する制度を創設した。 なお、2021 年度において、5件の指定金融機関等へ

なお、2021 年度において、5件の指定金融機関等へ の指定と、4件の事業計画の認定を行った。 b. 国内ファンド (LPS) による海外投資拡大 (現行の 海外投資 50%規制の適用除外)

投資事業有限責任組合が行う海外投資は、投資事業 有限責任組合契約に関する法律に基づき、既出資総額 の 50%未満に制限されているところ。令和3年度産業 競争力強化法の改正において、我が国企業の国際競争 力強化の観点から、国内企業と海外企業のグローバル オープンイノベーションに関する経済産業大臣の認定 を受けたファンドによる投資については、50%の海外 投資比率規制の適用を除外する特例を措置し、併せて 本特例の周知を図った。

(C) 事業再編の推進

a. 事業再編計画

複数の企業に分散する経営資源を有効に組み合わせて、生産性を向上させ、新たな需要開拓を図るためには「事業再編」を進めやすい環境整備が重要である。このため、前向きな事業再編に取り組む企業に対し、登録免許税の軽減措置等の支援策を講じている。

認定を受けた事業再編によって、世界市場で勝ち抜く競争力の獲得や地方経済の活性化を通じた日本企業の生産性の向上が期待される。

| | 認定件数 | | 認定件数 | |
|-----|-------|------|----------|------|
| | (累計) | | (2021年度) | |
| | 経済産業省 | 他省庁 | 経済産業省 | 他省庁 |
| 事業再 | 52 件 | 49 件 | 5件 | 14 件 |
| 編計画 | | | | |

(2022年3月31日時点)

b. 株式対価M&Aにおける株式買取請求の適用除外

産業競争力強化法のうち、株式対価M&Aに関しては、会社法特例(一定の要件を満たすことについて主務大臣の認定を受けた場合には、その株式の発行等について現物出資規制及び有利発行規制を不適用とする特例)が措置されており、2018年の産業競争力強化法の改正でも拡充されていた。

しかし、2021 年の改正前は、買収会社の保護については会社法に措置されている株式交換を参考として同様の規律を課していたため、原則として買収会社にお

いて株主総会の特別決議を要するとともに、買収に反対する株主に対して株式買取請求権を付与していた。このため、当該請求権の行使による資金流出が生じると金銭を対価に使わなくともM&Aを行うことができるという株式対価M&Aのメリットが減少することとなり、特に大規模の買収や買収会社の手元資金に余裕がない場合には、この点を懸念して本特例の利用が回避される可能性があるものであった。そこで、産業競争力強化法の2021年における改正では、本特例について、買収会社が上場会社である場合に限り、反対株主の株式買取請求権を適用除外とすることとした。

c. スピンオフを行う際の欠損填補責任に関する会社法 特例

スピンオフについては、経営の独立により事業へのフォーカスが強化されることなどから、スピンオフを 実施する会社及びスピンオフにより独立した会社の双 方にとって企業価値の向上につながり得ると期待される。

もっとも、スピンオフの方法として、分離会社株式を 実施会社株主に対してその保有する株式数に応じて交 付することは、会社法上、剰余金の配当に該当するとこ ろ、スピンオフ後の計算書類の確定時に欠損が生じた 場合、当該決定等に関与した取締役等の一定の者は、い わゆる欠損填補責任を負う可能性があり、会社法上は、 当該取締役等の悪意又は重過失に限らず、責任を負う ものであったため、当該取締役等に過大な責任が生じ るリスクがあることで機動的なスピンオフの実施の支 障となる可能性があった。

そこで、スピンオフをより迅速に行うことを可能とすることが株主の利益にもつながることが見込まれるという観点から、産業競争力強化法の2021年における改正により、特例措置として、事業再編計画の認定を受けて実施するスピンオフの場合には、当該取締役等の一定の者に悪意又は重過失があった場合に限り欠損填補責任を負うこととし、当該責任を追及する会社・株主側において悪意又は重過失の立証が必要とすることで、責任の軽減及び立証責任の転換を図った。

d. 特別事業制度再編制度の廃止

特別事業再編計画の認定を受けた事業者は、株式対価M&Aに関して、会社法特例(その株式の発行等について現物出資規制及び有利発行規制を不適用とする特例)が措置されるとともに、当該計画に基づく株式対価M&Aの際の対象会社株主等の保有する対象会社株式等の譲渡の際の譲渡損益への課税を繰り延べる租税特別措置が講じられていたが、これらの措置は2021年の産競法改正及び税制改正で廃止された。

なお、株式対価M&Aについては、会社法改正により、 株式会社が自社株式を対価とする手法により円滑に他 の株式会社を子会社化することを可能とするための措 置として「株式交付」制度が創設(2021 年 3 月 1 日施 行)されるとともに、令和 3 年度税制改正において、株 式交付を利用して株式対価M&Aを行う際の租税特別 措置が創設された。

(D) 事業再生の円滑化

a. 事業再生ADR (私的整理) から簡易再生手続 (法的 整理) への移行等の円滑化

本制度は、過剰債務に悩む企業の問題を解決するために生まれた制度。企業の早期事業再生を支援するため、中立的な専門家が、金融機関等の債権者と債務者との間の調整を実施し、その際の双方の税負担を軽減することで債務者に対するつなぎ融資の円滑化等を図る。2021年3月末までに269社(86件)の手続利用申請があり、このうち219社で事業再生計画案に対し債権者全員が合意して成立した。

2. 2. 株式会社産業革新投資機構/株式会社 INCJ (1)株式会社産業革新投資機構

株式会社産業革新投資機構は、2018 年9月、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)の施行に伴い、産業革新機構を改組し、設立された。同機構は、産業競争力強化法に位置付けられた政策実施機関として、オープンイノベーションを通じた産業競争力の強化と民間投資の拡大という政策目的の実現に寄与することを目的とする組織である。また、産業投資として、公益性が高く、かつ、リターンが期待できるが、国内民間企業だけではリスクマネーが十分に供給できない事業分野に対し、民業補完の原則の下、資金供給等を行う役割が期待される。2021 年度まで

において、機構の子会社が運営するファンドに合計2件、 3,200億円、民間が運用するファンドに対して、合計12件、 806億円の出資約束を実施している。

(2) 株式会社 INCJ

株式会社INCJは、2018年9月、株式会社産業革新機構から新設分割する形で発足した。株式会社産業革新機構から従来の事業を承継した同社は、会社分割に関する経済産業大臣認可の条件等に基づき、旧産業競争力強化法と同趣旨の枠組みのもとで運営されている。

当初の設立以来、累計で144件、1兆3,463億円の投資の決定(※)となっている。

(※) 2022 年3月末時点で株式会社INCJが公表している支援決定金額

2. 3. 架け橋プロジェクト

2015年4月、安倍首相が米国シリコンバレーを訪問し、「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」を発表した。これを受け、同年から、「人材の架け橋事業」・「機会の架け橋事業」を開始し、2016年から「企業の架け橋事業」を開始した。

「人材の架け橋事業」は、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった目線の高い新事業を創出する起業家や、大企業等で新事業開拓を担う社内起業家の育成を図る目的で、2021年度は審査を通過した100名を対象に国内プログラムを実施し、この中から20名をシリコンバレー・プログラム選抜メンバーとして決定した。

「企業の架け橋事業」は、高い技術力を持つスタートアップ等をイノベーション先端地域である米国シリコンバレー等に派遣し、グローバル展開の知見とネットワークを獲得し、新しい事業展開を推進する機会の創出を図ることを目的に、実施。「企業の架け橋事業」は2019年にJETROの「グローバル・アクセラレーション・ハブ」に継承され、現在に至るまで引き続きスタートアップの海外展開を政府として支援している。

「機会の架け橋事業」は、「人材の架け橋事業」・「企業の架け橋事業」での成功事例や体験の共有・発信、スタートアップと大企業や投資家とのマッチング、我が国の起業マインドの醸成等を目的に、日本ベンチャー大賞を実施している。2021年度においては、「日本スタートアップ大賞」

に改称し、募集を行った。(表彰式は2022年5月に実施。)

2. 4. オープンイノベーション促進税制

スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、国内の事業会社またはそのコーポレート・ベンチャーキャピタルが、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%が所得控除される制度。令和4年度税制改正において、対象の拡充を行ったうえで、2024年3月31日まで制度を延長した。

2. 5. J-Startup

グローバルで成長するスタートアップを創出するために、実績あるベンチャーキャピタリストや、大企業の新事業担当者等の外部有識者からの推薦に基づき、潜在力のある企業を選定する制度。2021年10月には新たな推薦委員も加えて第3次選定を行い、医療、DX、環境、モビリティ、宇宙など様々な分野の50社の新たなスタートアップをJ-Startup企業として選定。2022年3月31日までに累計188社のスタートアップを選定している。

J-Startupプログラムでは、政府調達において、入札資格のランクに関係なく、J-Startup選定企業であれば入札できる優遇措置が設けられている。また、大企業経営層とのマッチング、規制のサンドボックス制度の活用支援等が、実施された。さらに、世界のイノベーション拠点に現地進出をサポートするための支援体制を構築し、各国政府・関係機関等と協力し、J-Startup企業等の現地進出支援を行った。

2. 6. 外国人起業活動促進事業

外国人起業家の呼び込みを通じ、我が国の産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することを目的に、「外国人起業活動促進事業」を法務省とともに実施。具体的には、外国人起業家は、経済産業省が認定した地方公共団体への申請を経て、起業の準備をするための在留資格を最大で1年間取得することができる。また、2020年11月より、我が国の大学を卒業後、外国人起業活動促進事業を活用して在留する外国人起業家が一定の要件を満たす場合に、最長2年の在留が認められる在留資格への移行が可能となっている。

2021 年度末時点において、経済産業省が認定した地方

公共団体は計15団体となった。

3. 産業金融政策

3. 1. 指定金融機関を通じた危機対応業務

株式会社日本政策金融公庫法(平成19年5月25日法律第57号)に基づく危機対応業務(指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央公庫が、日本政策金融公庫による信用補完等を受けて実施する資金繰り支援)を通じて、2020年3月19日付で危機認定された「新型コロナウイルス感染症に関する事業」等に関して、事業者への円滑な資金供給を促進した。

3. 2. リースを活用した低炭素製品の導入促進

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の 促進に関する法律(2010年5月28日法律第38号)によ り、以下2つの金融面での支援措置が実施された。

(1) 先端低炭素導入促進補償事業

先端低炭素導入促進補償事業は、民間事業者が財務負担 の少ないオペレーティングリースを導入する際に、基金管 理団体(一般社団低炭素促進機構)がリース事業者と契約 を締結し、リース事業者が単独で行うことが困難なアセッ トリスクを補完することで、先端低炭素設備投資を促すも の。

2021 年度の設備取得価額は7,200 万円。

(2) リース保険制度

リース保険制度は、需要開拓支援法人に指定された法人 (一般社団法人低炭素投資促進機構)が、リース会社を相 手方として回収不可能となったリース料の一部を補塡す る保険契約を締結することにより、中小事業者の信用力を 補完してリースを行いやすくするもの。

2021 年度の契約引受件数は 2,530 件、引受保険金総額は約176億円となった。

3. 3. ローカルベンチマーク

2021 年度は、ローカルベンチマークの活用を一層促進するため、支援機関(金融機関を含む)や企業向けに、2020年度に公表したローカルベンチマークガイドブックを用いたセミナーを実施した。また、企業向けセミナーの参加

者を対象として、ローカルベンチマークを題材とした社内 ディスカッションイベントを開催した。

加えて、委託事業により、ローカルベンチマークの活用 実態調査や支援事例の収集、モデル事例の構築等を行った。 このほか、補助金等と連携するなど、更なるローカルベ ンチマークの普及拡大に向けた取組を実施した。

3. 4. 産業・金融・IT融合(FinTech)に関する検討

I Tを活用して革新的な金融サービスを提供する動きである FinTech について、「産業・金融・I T融合に関する研究会」(FinTech 研究会、2015年10月~)、「FinTech の課題と今後の方向性に関する検討会合」(FinTech 検討会合、2016年7月~)での議論を踏まえて FinTech に関する総合的な報告・提言として取りまとめた「FinTech ビジョン」(2017年5月)に基づき、盛り込んだ課題と政策対応について、金融庁等を始めとする関係省庁と連携しつつ政策対応を検討した。

また、2021 年度は、関係省庁として参加している次世 代資金決済システムに関する検討タスクフォースにおい て、①全銀システムの参加資格のノンバンクへの拡大、② 多頻度小口決済を想定した新しい資金決済システムの構 築等の議論を継続的にウォッチし、関係省庁・関係機関と 連携しつつ政策対応の検討を行った。

3. 5. 持続的成長に向けた長期投資

「サステナブルな企業価値創造に向けた対話の実質化検討会」中間取りまとめ (2020 年8月) で提唱したサステナビリティ・トランスフォーメーション (SX) の取組を具体化させるために、2021 年5月、「サステナブルな企業価値創造のための長期経営・長期投資に資する対話研究会(SX研究会)」を立ち上げた。2021 年度は6回にわたり開催し、SXを踏まえた中長期の時間軸における経営や投資家との対話に係る課題について議論した。また、同年10月には、本研究会の下部ワーキング・グループとして、「価値協創ガイダンスの改訂に向けたワーキング・グループ」を立ち上げ、SXに向けた中長期的な価値創造ストーリーの要素を価値協創ガイダンスに反映し、企業と投資家の対話や統合的な情報開示のフレームワークとして価値協創ガイダンスを改訂すべく、計2回の議論を行った。

4. 産業人材政策

4. 1. 人的資本経営の推進

デジタル化の進展や脱炭素化など産業構造の急激な変化、少子高齢化や人生100年時代の到来、個人のキャリア観の変化など、企業を取り巻く環境は大きな変化を迎えている。

こうした中、企業が事業環境の変化に対応しながら、持続的に企業価値を高めていくためには、事業ポートフォリオの変化を見据えた人材ポートフォリオの構築や、イノベーションや付加価値を生み出す人材の確保・育成、組織の構築など、経営戦略と適合的な人材戦略が重要となる。このような観点から、持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会を2019年1月に設置し、変革の方向性や、人材戦略について経営陣、取締役、投資家がそれぞれ果たすべき役割、人材戦略に求められる視点や、共通する要素などについて議論を行った。

この研究会の議論内容を、2020 年9月に「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書~人材版伊藤レポート~」として公表した。

上記レポートを公表して以降、人材に関する注目度がますます高まる中で、企業の中でも、人的資本に関する課題が認識され始めている。まず、デジタル化や脱炭素化、コロナ禍における人々の意識の変化など、経営戦略と人材戦略の連動を難しくする経営環境の変化が顕在化するにつれ、非財務情報の中核に位置する「人的資本」が、実際の経営でも課題としての重みを増してきている。また、海外では、以前から、人的資本情報の開示に向けた機運が高まっていたが、その傾向は継続している。国内でも、2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードにおいて、人的資本に関する記載が盛り込まれた。

一方で、人的資本に関する日本企業の取組は道半ばであり、コーポレートガバナンス・コードへの対応を形式的なものとしないためにも、一歩踏み込んだ、具体的な行動が求められている。

そこで、2021 年7月に「人的資本経営の実現に向けた検討会」を設置し、持続的な企業価値の向上に向けて、経営戦略と連動した人材戦略をどう実践するか検討し、その報告書を、実践事例集と併せて、2022 年5月に「人的資本経営の実現に向けた検討会報告書~人材版伊藤レポート2.0~」として公表した。

4. 2. 未来人材会議の設置

デジタル化の加速度的な進展や、脱炭素化の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけではなく、労働需要の在り方にも根源的な変化をもたらすことが予想される。また、日本企業の競争力をこれまで支えてきたと信じられ、現場でも教え込まれてきた人的な能力・特性とは根本的に異なる要素が求められていくことも想定される。

こうした状況の中で、日本企業が必要とする具体的な人材スキルや能力を把握し、シグナルとして発すること、そして、教育機関がそれを機敏に感知し、時代が求める人材育成を行うことができていないのではないかという問題意識の下、2030年、2050年の未来を見据え、産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿を示すとともに、雇用・人材育成から教育システムに至る幅広い政策課題に関する検討を実施するため、「未来人材会議」を設置した。

本会議の議論を踏まえ、2022 年5月には、未来を支える人材を育成・確保するための大きな方向性と、今後取り組むべき具体策を示す「未来人材ビジョン」を公表した。未来人材ビジョンでは、将来の労働需要の変化を推計した上で、社会システム全体を見直す大きな方向性を二つ(「旧来の日本型雇用システムからの転換」、「好きなことに夢中になれる教育への転換」)に整理し、今後取り組むべき具体策を示した。

4. 3. リスキル・学び直し

(1) 第四次産業革命スキル習得講座認定制度

経済産業省では、企業・産業の競争力強化や生産性向上 等に資する社会人の職業能力の向上を図る機会の拡大に 資することを目的として、2017年に「第四次産業革命ス キル習得講座認定制度」を創設した。この制度は民間事業 者が社会人向けに提供するIT・データサイエンス分野を 中心とした専門性・実践性の高い教育訓練講座を経済産業 大臣が認定するものであり、また、厚生労働省との連携に よって、それらの講座のうち、厚生労働省が定める一定の 要件を満たすものを「教育訓練給付制度(専門実践教育訓 練)」の対象講座とすることとした。

2021 年度までに計9回の認定を行い、2022 年4月1日 時点の認定講座数は 113 講座 (e-learning のみで受講で きる講座は64 講座) となっている。

(2) 創造性リカレント教育

答えが明確でない問題や変化し続ける状況に対処し、新 規事業を創出するために、近年、「創造性」が重要視され ている。善や美を追求する人文知の活用など、多様な視点 を調和・統合させることを通じて、新たな関係性を見いだ す創造的思考や、それを支える創造的態度は座学で身につ けられるものではなく、繰り返し試行錯誤する中で身体知 として習得できるものであるが、日本ではそういったスキ ルを身につける場に乏しい。

このような状況を踏まえ、2021 年度「大企業等人材による新規事業創造促進事業(創造性リカレント教育を通じた新規事業創造促進事業)」を通じて、教育プログラムの作成及び研修事業の組成を支援し、そこで得られた成果として、研修教材、動画及び報告書をオンラインで公開した。

(3) 共同講座補助金を通じた産学連携

我が国の企業がデジタル化、脱炭素化の進展といった産業構造の変化や、量子技術を始めとする急激な技術革新に対応しつつ、持続的な成長を遂げるためには、高度な専門性を有する人材の育成が急務である。産業界のニーズに即した人材の育成の加速化を図るため、令和3年度補正予算において「高等教育機関における共同講座創造支援事業費補助金」を創設した。本補助金では、企業等が、大学や高等専門学校等の高等教育機関において、自社が必要とする専門性を有する人材の育成を図るための講座やコース・学科等を設置することを目的として費用を支出する際に、当該費用の一部を補助する。

4. 4. 多様で柔軟な働き方の実現に向けた検討

第4次産業革命の進展を受けた労働市場の変化の中で、 兼業・副業は、多様な経験を積む機会となっている。

(1) 副業・兼業

副業・兼業を希望する者は、近年増加傾向にあるものの、 実際に副業・兼業を実施している者は横ばい傾向にある。 このため、2020月9月に厚生労働省が改訂した「副業・兼 業の促進に関するガイドライン」の普及等を通じて、引き 続き副業・兼業の促進を図っていく。

(2) 出向起業

大企業等による新規事業へのリソース投下や大企業等人材による辞職起業には、一定のハードルが見込まれる。このため、2021年度においては、過年度に引き続き、「大企業等人材による新規事業創造促進事業(中小企業新事業創出促進対策事業費補助金)」を通じて、大企業等人材が所属企業を辞職せずに、外部資金調達や個人資産の投下等により自らスタートアップを起業し、出向等を通じて新規事業を行う出向起業への支援を行った。具体的には、15社の出向起業スタートアップの新規事業を採択し、試作品開発・コンセプト検証等に係る費用の一部への補助を行った。これによって、これまで活用されてこなかった人材や知的財産の開放を促し、新規事業の創出を促進した。

4. 5. 外国人材政策

(1) 外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けた検討

留学生の多様性に応じた採用プロセスの多様化の推進や産学官連携による採用後の多様な人材育成・待遇等のベストプラクティスの構築・横展開を行うため、経済産業省は、文部科学省、厚生労働省、大学、産業界、支援事業者等と連携し、2020年に「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を策定した。また、同年、「日本人社員も外国籍社員も職場でのミスコミュニケーションを考える」動画教材及び「動画教材を使った対話による学びの手引き」を策定した。2021年は、これらツールの普及に向けたワークショップなどを実施した。

4. 6. 賃上げを促進する税制

2021年度に創設した「人材確保等促進税制」について、 令和4年度税制改正において、企業が得た利益を従業員に 還元する形での賃上げを促進する目的で要件の見直しと 適用期限の延長(2024年度末まで)を行い、「賃上げ促進 税制」へと抜本強化した。

具体的には、継続雇用者の給与を前年度比で3%以上増加させた場合に給与増加額の15%を税額控除(同4%以上かつ教育訓練費20%以上増加で最大30%の税額控除など)することとした。

5. 知的財産政策

5. 1. 不正競争防止法改正に向けた検討について

不正競争防止小委員会(以下「不正競争防止小委」)で は、これまでも平成27年改正(営業秘密の規律の強化)、 平成30年改正(限定提供データの創設)等、オープン・ イノベーションの環境整備・第四次産業革命の推進の観点 から累次の制度手当を実施してきた。一方、上記改正法成 立後も、コロナ禍を契機としたデジタル化への急激なシフ トや、AIの社会実装の進展、リモートを取り入れる形で の働き方の変容、技術・重要データの保全(海外流出防止) の一層の要請等、様々な変化の中で、企業が直面する課題 も多様化している。そこで、不正競争防止小委において、 限定提供データ関連の規律の施行後3年を目途とした見 直し時期の到来も念頭に入れながら、上記のような社会情 勢の変化を踏まえつつ、不競法について、時代の要請に応 じた適切な制度・運用とするための諸課題の検討を計5回 にわたって行い、「デジタル社会における不正競争防止法 の将来課題に関する中間整理報告」として取りまとめ、 2022年5月に公表した。

また、事業活動における付加価値の源泉がモノ (技術) からコト (ブランド・デザイン・ビジネスモデル) へとシ フトする「無形資産への重心シフト」が、従来以前に産業 横断的に見られる中、不正競争防法上のブランド・デザイ ン(コト)の保護規定について20年以上、抜本的な見直 しが行われていないことから、ブランドやデザインに依拠 する事業者間の競争の在り方が多様化する中、商品デザイ ンによっては不正競争防止法による保護が及ばず、商品販 売直後に商品デザインが模倣され安価で販売されるとい った事象が存在することを受け、不正競争防止法を時代に 即したものとする観点から、不正競争防止法第2条第1項 第1号~第3号の在り方について整理するとともに、多様 化するトラブルに対して柔軟に対応できるような規定の 在り方について諸外国の制度状況に関する確認結果を取 りまとめ、「海外におけるデザイン・ブランド保護等新た な知財制度上の課題に関する実態調査」報告書を 2022 年 5月に公表した。さらに、AIの社会実装については、A I 開発・利用の促進や環境整備を目的に、各種の制度整備 が行われてきたが、AI学習等の情報解析(以下「AI学 習」という。) におけるコンテンツ (著作物) 等の利用に あたって契約上の制限が原因となり、A I 学習等における

著作物の利用が進んでいない可能性が指摘されている。そこで、こうしたAI学習を取り巻く諸課題について、「新たな知財法上の課題に関する研究会」を設置し、計4回にわたる検討を行い、「新たな知財制度上の課題に関する研究会報告書」を2022年5月に公表した。

5. 2. 営業秘密保護のための取組

近年、我が国において、技術情報を始めとする企業情報が内外に流出する事例が相次いで発生しており、先進技術が流出する事例が多数報告されている。ビッグデータ、AIの実装が進展する第四次産業革命を背景に営業秘密の管理方法も多様化しており、経済産業省では、営業秘密保護に向けて侵害の「抑止」及び被害の「予防」に係る取組を強化している。

このような中、グローバル化により海外に進出する日系 企業が増加し、技術情報等の漏洩リスクも増大している一 方、中小企業を中心に、営業秘密管理の重要性認識や管理 体制整備が不十分な企業は少なくない。こうした状況を踏 まえ、海外での意図しない営業秘密・技術流出防止を目指 すべく、在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえ て、現地専門家によるハンズオン支援(研修、管理状況・ 労働契約書の改善案の作成、フォローアップ等)と情報提 供活動(営業秘密の管理・保護に向けたマニュアルの作成・ 啓発)を通じて、営業秘密管理体制の整備・強化を支援す るための「中小企業アウトリーチ事業」を2019年4月よ り実施している。令和3年度は、日系企業の拠点数が多い 中国、タイ、ベトナムに加え、シンガポールも本事業の対 象国とし、4か国合わせて約20件の個別支援を実施する とともに、現地制度や裁判例の動向と個別支援から得られ た知見等を踏まえて、営業秘密の管理に必要な留意点や契 約ひな形等を盛り込んだ「シンガポールにおける営業秘密 管理マニュアル」及び「韓国における営業秘密管理マニュ アル」並びに「営業秘密に関する欧米の法制度調査」を 2022 年5月に公表した。加えて、個別支援を受けていな い国内企業に向けても、営業秘密管理の重要性について啓 発するとともに対策を促すため、韓国及び欧米それぞれの 専門家より、「成果普及セミナー」を実施し、約170名が 参加した。

また、国内での営業秘密保護に関しては、官民連携の取組を継続的に進め、最新の攻撃手法等の情報共有を強化し、

対策の高度化を推進することも重要である。これを踏まえ、官民の実務者による「第7回営業秘密官民フォーラム」を2021年6月に開催し、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に係る情報交換を行った。さらに、営業秘密官民フォーラムによるメールマガジン「営業秘密のツボ」を月1回配信しており、このメールマガジンを通じて、営業秘密関係の判決情報や検挙情報、漏えい対策に関する最新情報、各種セミナーなどのイベント情報等を共有し、関係者の連携強化を図っている。

さらに、営業秘密に限らず、企業が秘密としたい秘密情報全般の漏えい防止に有効と考えられる対策や、漏えい時に推奨される包括的対策等を広く収集し紹介するものとして2016年に策定した「秘密情報の保護ハンドブック」について、策定以降の関連する法制度やガイドラインの見直し、近年の社会経済情勢の変化(テレワークの普及や雇用の流動化、漏えい対策技術の進展、サプライチェーン間での情報の開示・共有等)への対応、重要な秘密情報の多様性への啓発を図るべく改訂を検討し、不正競争防止小委での議論を経て、改訂版を2022年5月に公表した。

5. 3. データ利活用の推進に向けた取組

平成30年不正競争防止法改正で限定提供データ(ID・ パスワード等により管理しつつ相手方を限定して提供す るデータ) に関する規定が設けられた。当該規定の制度趣 旨を踏まえ、価値あるデータの共有・活用を推進するため、 データを保護しながら利活用を進める上で必要な観点を 整理し、企業の一助となるようなデータ利活用の戦略立案 のためのハンドブックを作成することを目的として「企業 におけるデータ利活用・保護の戦略立案のための手引書 (案)の作成」に係る検討会を独立行政法人情報処理推進 機構の委託事業として実施した。そして、検討会での議論 をまとめた「データ利活用のポイント集」と、概要版とな る「データ利活用のてびき」を2020年6月に公表した。 また、「データ利活用のポイント集」の別冊として企業の データ利活用の事例を詳細に記載した「データ利活用の事 例集」を2021年2月に公表した。また、限定提供データ 制度に係る規律の見直し要請や施行後の運用状況等を踏 まえ、2021 年 12 月から 2022 年 3 月にかけて開催した、 不正競争防止小委員会にて、同制度に係る規律の見直し及 び「限定提供データに関する指針」の改訂を検討し、「限 定提供データに関する指針」の改訂版を 2022 年 5 月に公表した。

5. 4. 知的資産経営の推進

「知的資産」とは、企業等における競争力の源泉である 人材、技術、技能、知的財産(特許・ブランド・ノウハウ・ 限定提供データ等)、組織力、経営理念、顧客とのネット ワークなど、財務諸表には表れてこない、目に見えにくい 無形の経営資源の総称をいう。

経済産業省では、知的資産を活用することで企業価値と 競争力の向上・持続に結びつける「知的資産経営」の普及 に向け、様々な検討を重ねてきている。

2021年11月から2022年2月にかけて、17回目となる「知的資産経営WEEK2021」を民間団体、民間企業等の協力を得て開催し、知的資産経営を活用した中小企業の支援策や、成功事例について紹介等を行った。

5.5.標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針の策定

- 7. 競争政策を参照
- 6. 企業法制の課題に関する取組・企業会計
- 6. 1. コーポレートガバナンスに関する取組
- (1) CGS (コーポレート・ガバナンス・システム) 研究会(第3期)の開催

近年のコーポレートガバナンス改革では、経営者のリスク回避傾向や保守的な経営を変革し、収益力の強化と中長期的な企業価値向上に向けた投資の促進が目指されてきた。また、併せて事業ポートフォリオの見直しを促すことで、特にM&Aを通じた非成長分野から成長分野への経営資源の移動を目指してきた。

こうした一連の動きの中で、社外取締役や株主による監督の強化や企業の収益力は一定程度向上するとともに、一部の企業では事業ポートフォリオの見直しも進められてきた一方で、中長期的な企業価値向上に資する投資の拡大やリスクテイクの活性化にまでは現状では寄与していないという評価も存在し、グローバル経済における日本企業の総体としての地位は後退してきた。

そのような中、企業がグローバルな競争を勝ち抜き、中 長期的な企業価値向上を実現するには、長期的な価値創造 ストーリーを描いた上で、イノベーションや成長に向けた 投資の促進が必要である。そのためには、経営者のアント レプレナーシップ (企業家精神) やアニマルスピリットが 健全な形で発揮され、より良い経営戦略を立案し、スピー ドを持ってリスクテイク出来る環境を実現することや、上 場企業の経営が企業価値の向上を強く意識したものであ ることが望まれる。

こうした問題意識から、2021 年6月にコーポレートガバナンス・コードが改訂されたことなども踏まえ、企業価値を高める経営戦略を生み出し実行する仕組みをどう築くか、グローバル競争の中で成長を目指す企業のガバナンスをどう考えるか等のコーポレートガバナンス・システムに関する課題を検討するため、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(CGSガイドライン)の改訂も見据えて、CGS(コーポレート・ガバナンス・システム)研究会(第3期)を2021年11月より立ち上げ、今後のコーポレートガバナンス改革の在り方について課題の洗い出しや取締役会の役割・機能に係る再整理、経営戦略・経営計画の策定や中長期インセンティブ報酬の活用といった執行側の機能強化に関する各論等について検討を行った。

(2) コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組

(ア) コーポレートガバナンスに関する大臣表彰の実施 コーポレートガバナンス改革のための取組として、特に ガバナンスの根幹である社長・CEOの選任・後継者計画 において、先進的な取組を行っている企業を表彰し、その 取組を広く発信するため、2018年度に、一般社団法人日 本取締役協会が主催する「コーポレート・ガバナンス・オ ブ・ザ・イヤー」において、経済産業大臣賞を創設した。 第4回である2021年度においては、後継者計画に対する 実効的な監督を行う観点から指名委員会に相当する諮問 委員会における検討など客観性を重視したプロセスを経 て現社長が選任されている点や、現社長が後継者計画に資 する改革に執行代表として意欲的に取り組んでいる点、社 外取締役との意思疎通や情報共有を行いつつ、中長期的な 視点に立ったグローバルな経営を行った結果、高い業績を あげている点が評価され、株式会社ダイフクがこれを受賞 した。

(イ) ガバナンス・サミット 2021

コーポレートガバナンス改革を形式から実質へと深化させることを目的に、ガバナンス・サミット 2021 を開催した。本イベントでは、関係省庁、企業経営者、専門家等、関係する団体が一堂に会する中、企業が稼ぐ力を高めるとともに、持続可能な社会の実現に向けたESGを巡る課題への対応の取組を加速させていく必要があることから、ESGやSDGsに関する世界の潮流を踏まえつつ、持続的な社会の実現に向けた日本企業のコーポレートガバナンスの在り方について議論した。

(ウ) 役員報酬の手引き改訂

中長期の企業価値向上に対応する役員報酬プランの導入を促すため作成・公表している『「攻めの経営」を促す役員報酬ー企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引ー』について、2021年3月に施行された改正会社法によって認められた株式の無償発行にかかる記載を中心に改訂を行い、2021年6月に公表した。

6. 2. 事業再編の促進に関する取組

(1) グループ通算制度における投資簿価修正の見直し

2022 年4月1日のグループ通算制度施行に伴い、投資 簿価修正制度について、子法人の離脱時の簿価純資産価額 に反映されていない買収時の超過収益力相当部分(のれん) を税務上これに相当する概念である資産調整勘定を用い て算出することができる場合には、特例的にその超過収益 力相当部分を加算することができる措置が講じられた。

6. 3. 企業会計

(1) 経緯

我が国の企業会計制度は、会計ビッグバン以降、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)とのコンバージェンス(収れん)も進み、EUとの同等性評価を獲得するなど、高品質かつ国際的に遜色のないものとなっている。2010年3月期からはIFRSの任意適用が開始され、金融庁・企業会計審議会から「国際会計基準(IFRS)への対応の在り方に関する当面の方針」が公表され(2013年6月)、グローバルな基準改善への貢献(発言権の確保)及び高品質な日本基準を維持することの重要性並びにIFRS任意適用の継続等の基本的な考え方が示された。

(2) IFRS対応方針協議会

我が国一体となったIFRSへの対応の強化を図る観点から、IFRSに関連する我が国の市場関係者の認識共有や、オールジャパンとしての意見の集約・発信等を図ることを目的として、2013年9月、前身である「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」だ設置された。(注)「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」が設置された。(注)「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」は、2011年に国際会計基準審議会(IASB)が実施したアジェンダ・コンサルテーションに対応し、IASBにおける作業計画の方向性や優先事項等について、国内市場関係者の意見を幅広く反映し、IFRSに対する発信力を高めることを目的として設置されたもの。

同協議会は、財務会計基準機構及び金融庁を事務局とし、 企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計 士協会、日本証券アナリスト協会、東京証券取引所、経済 産業省、法務省が参加している。

2021 年度において、本協議会は、5回開催されており (2021年6月、8月、9月、12月、2022年3月)、IF RSの任意適用の積上げに向けた取組について情報共有 がなされるとともに、主要な論点として、①のれんの会計 処理及び開示、減損等、②基本財務諸表、③ I F R S 財団 におけるサステナビリティ基準審議会の設置に向けた動 きへの対応等について議論が行われた。特にIFRS財団 におけるサステナビリティ基準審議会の設置に向けた動 きへの対応については、2021年4月にIFRS財団が公 表した公開草案「IFRSサステナビリティ基準を設定す る国際サステナビリティ基準審議会を設立するためのI FRS財団定款の的を絞った修正案」に対して、本協議及 び本協議会の下に設置されたワーキンググループでの議 論を踏まえ、2021 年7月に、IFRS対応方針協議会名 でコメントレターを提出した。また、2021年8月には、I FRS対応方針協議会名でIFRS財団評議員会議長宛 に、①日本としてISSBの設立の資金及び設立後数年分 の運営のための資金とISSBの中長期的な運営のため の資金の双方について、GDP比に応じた一定割合など、 応分の負担に基づき継続的に拠出を行う意向の表明と② 東京におけるアジア・オセアニアオフィスの存続及びアジ ア・オセアニア地域でのサステナビリティ報告の拠点とし ての利用について前向きな検討を求める書簡を提出した。

6. 4. 開示・企業と投資家との対話

(1) 非財務情報の開示指針研究会

昨今の企業の情報開示における非財務情報への関心の 高まりや、非財務情報の開示指針を巡る世界的な動向変化 を踏まえ、非財務情報及びその指針に関する世界的な動向 に関する情報の共有を行いながら、質の高い非財務情報の 開示を実現する指針のあるべき方向性を検討するため、 2021 年6月に「非財務情報の開示指針研究会」を立ち上 げた。研究会では、開示指針の世界的な動向の把握、開示 指針の分析等を行い、11 月にはこれまでの研究会での議 論を踏まえて非財務情報の開示の在り方について示した 「サステナビリティ関連情報開示と企業価値創造の好循 環に向けて - 「非財務情報の開示指針研究会」中間報告 - 」 を公表した。さらに、11月にIFRS財団が国際サステ ナビリティ基準審議会 (ISSB) 設立とともに公表した 全般的な要求事項のプロトタイプ、気候関連開示プロトタ イプについても研究会で分析、検討を行い、2022 年3月 25 日に研究会としての見解を示した「ISSBプロトタ イプに対する基礎的見解」を公表した。

(2) 非財務情報可視化研究会(内閣官房主催)

非財務情報を企業開示の枠組みの中で可視化することで、株主との意思疎通の手段の強化を図るべく、人的資本など非財務情報についての価値を評価する方法について検討を行い、企業経営の参考となる指針をまとめることを目的に、2022 年 2 月、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局において「非財務情報可視化研究会」が発足した。本研究会の庶務は、当該事務局が「経済産業省の協力を得て」処理することとされ、経済産業政策局企業会計室長が構成員として本研究会に参画した。2021 年度は3回の研究会が開催され、企業の持続的価値創造の促進の観点からの非財務情報の可視化の在り方や、無形資産投資の充実に向けた課題や対応策について議論され、指針骨子のたたき台が提示された。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業 決算・監査等への対応に係る連絡協議会

新型コロナウイルス感染症の影響下における、企業の決算・開示書類作成作業及び監査等について、関係者間で現状の認識や対応の在り方を共有するため、2020 年4月3

日に連絡協議会が設置され、各種措置が行われた。(事務局は金融庁、構成メンバーは、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、東京証券取引所、日本経済団体連合会、日本証券アナリスト協会、日本監査役協会、全国銀行協会、法務省、経済産業省)

2021 年度は4月1日、4月28日に開催され、関係者間で情報及び対応状況の共有を行った。

6. 5. 企業の社会的責任(CSR)

(1) CSRに関する調査・研究

一般社団法人企業活力研究所が企業のCSR責任者や有識者等を集めて、CSRに関連する様々な課題、テーマについて議論を行う「CSR研究会」を、2005年度から開催している。本研究会は、経済産業省のサポートにより、2004年に設立された。以降、経済産業省はオブザーバーとして参加している。2021年度は、「持続可能な社会における『ビジネスと人権』の在り方に関する調査研究」というテーマの下、国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されて10年が経つ中で、企業が「ビジネスと人権」に関する取組の成熟度を高め、深化させていく上での課題と対応を取りまとめることを目的として、調査研究を行った。

(2) EUや国際機関との連携

2022 年1月、日EU経済連携協定に基づき設置された 貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会の第3回会 合がテレビ会議形式で開催され、この中において、CSR 及び責任ある企業行動(RBC)に関する対話を行った。 日本側からは、「ビジネスと人権」に関する行動計画の実 施状況及びCSRに関する最近の動向について紹介を行った。

7. 競争政策

7. 1. 概要

第四次産業革命の進展など、経済・社会環境が大きく変わりつつある中、行政による適正な競争環境整備に向けた 取組の重要性が以前にも増して高まっている。

経済産業省は、産業界や企業からのニーズを踏まえ、適 正な競争環境を整備するために、競争政策の在り方に関す る検討など、必要な対応を行っている。

7. 2. 2021 年度の主な取組

(1)標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針 の策定

近年、標準規格の普及や当該規格に必要な技術の複雑化により、標準必須特許(SEP)のライセンスに関する紛争が世界各国で生じている。特に、あらゆる製品(モノ)がコンピュータとなり、取得・共有された情報(データ)を処理することで新たな付加価値を生み出す第四次産業革命が進展する中、今後、自動車、建設機械、工場といった我が国が強みを持つ産業分野を対象とした異業種間でのSEPライセンス取引が増加していく見込みであるところ、当該紛争を円滑に解決する手段を検討することは、我が国にとって極めて重要な課題と考えられる。以上の状況を踏まえ、本分野の有識者の参画の下、SEPのライセンス交渉を巡る国際的な情勢を整理するとともに、我が国として望ましい対応策の検討を行うことを目的として、「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」を設置し、議論を行った。

研究会での検討結果、国内外の企業等へのヒアリングや 意見募集を踏まえ、国内特許を含む標準必須特許のライセ ンス交渉に携わる権利者及び実施者が則るべき、我が国と しての誠実交渉の規範を示す「標準必須特許のライセンス に関する誠実交渉指針」を策定した。

(2) グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会

諸外国では、欧州を中心に、気候変動対策などサステナビリティに配慮した企業の取組を競争政策上どのように考慮すべきかについて、活発な議論が行われている。我が国としても、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進める上で、それを後押しするための競争政策上の方策は、重要な論点である。例えば、イノベーションを不当に抑制しようとする企業の合意等に対しては厳正に対処する一方、複数の企業が共同で行う自律的な取組であって、炭素中立の産業構造への転換に資するものについては、強く後押しすべきと考えられる。

以上を踏まえ、我が国として、グリーン社会の実現に向けた取組を後押しする上での競争政策上の論点について、広く知見を集めて整理を行い、それを共有するため、「グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会」を設置し、議論を開始した。

(3) 事業再編の円滑化のための産業競争力強化法の執行

産業競争力強化法では、一定以上の国内売上高合計額を 有する申請会社の事業再編計画等の認定に当たり、主務大 臣は当該計画に係る競争環境上の論点について、公正取引 委員会と協議を行うこととなっている。これにより、主務 大臣と公正取引委員会との連携が強化され、我が国産業の 国際競争力強化のための再編の迅速化・円滑化に資するこ とが期待されている。2021 年度は、1件の事業再編計画 等の認定について、公正取引委員会と協議を行った。

8. 女性の活躍推進等

8. 1. 女性活躍推進に向けた取組

男女共同参画に向けた取組については、「男女共同参画 社会基本法」に基づき、2020年12月に策定された「第5 次男女共同参画基本計画」(2021~2025年度)を実施する ため、男女共同参画に関する企画立案を担う「男女共同参 画会議」(議長:官房長官、議員:関係閣僚、有識者)の 下で、関係省庁一体となり、取り組んでいる。

2021 年6月に開催された「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」にて、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」を決定した。重点方針2021 は、「I.コロナ対策の中心に女性・女児を」、「II.女性の登用目標達成にむけて~「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行~」、「III.女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」の3つの柱立てで構成されている。

経済産業省の関連では、「II. 女性の登用目標達成にむけて~「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行~」において、全国の商工会議所や商工会に対する女性役員の増加に向けた取組の要請や女性起業家支援の体制整備、フェムテックの推進が盛り込まれた。

8. 2. 経済産業省で実施した女性活躍等の取組

(1) ダイバーシティ経営の推進

ダイバーシティ経営に取り組む企業の裾野を広げるため、2020 年度まで9年間行っていた優れたダイバーシティ経営企業を選定・表彰する「ダイバーシティ経営企業100選(2012~2020年度)」、「100選プライム(2017~2020年度)」の選定企業の取組をベストプラクティスとして発信した。また、ダイバーシティ経営の実践に向けた現状把握、今後必要な取組の可視化とその取組の促進を目的とし

た「ダイバーシティ経営診断ツール (2020 年度作成)」の 普及に向けたセミナー等を実施した。

(2) なでしこ銘柄

「なでしこ銘柄」は、2012 年度から、東京証券取引所と 共同で実施している事業で、女性活躍推進に優れた上場企 業を中長期の企業価値向上を重視する投資家にとって魅 力ある銘柄として紹介することを通じて、企業への投資を 促進し、各社の取組を加速化していくことを狙いとしてい る。2021 年度は、「なでしこ銘柄」として50 社、また「準 なでしこ」として15 社を選定した。さらに、希望する企 業について、女性活躍に対する取組・開示の状況を一覧化 し、女性活躍に積極的に取り組む「なでしこチャレンジ企 業」としてリストを作成した。

(3) フェムテック(※) 等活用の推進

男女問わず働く個人が、希望するライフ/キャリアプランを両立し、ウェルビーイングを高めることは、企業にとっても人材多様性の確保及び持続的成長の実現につながる。フェムテック等のテクノロジーを活用し、ライフと仕事の両立をサポートするため、2021年度より「フェムテック等サポートサービス実証事業費補助金」を開始した。これにより、フェムテック企業、導入企業、医療機関、自治体等が連携して実施する、働く女性の健康課題の解決を目指す20の実証事業を支援した。

(※) フェムテックとは、Female (女性) と Technology (技術) からなる造語であり、生理や更年期などの 女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた 製品・サービスにより対応するもの。

(4) 女性起業家支援及び女性リーダー人材育成の推進

女性起業家の事業環境整備や支援の充実により企業・創業等を後押しするため、2020年12月に、各省関係者・自治体・女性起業家支援機関をメンバーとした「わたしの起業応援団」を設立。2022年2月に関係者連絡会議を実施し、2022年3月現在、約270の機関が加盟している。2021年度は「わたしの起業応援団」ネットワークの更なる活性化に向けて、同ネットワークを活用した女性起業家の伴走支援事業を実施。各支援機関のスキル向上や支援機関同士の連携強化につながった。また、2021年10月には支援者

の育成のための自治体向け研修等も実施した。

女性リーダー育成事業として、2015 年 6 月、企業横断的な勉強会「Women's Initiative for Leadership」(略称:WIL)を創設した。WILでは、将来の企業経営層(リーダー)候補の女性幹部社員を対象に、経営者に必要な幅広い知見の習得、人的ネットワーク構築の機会を提供している。2021年度は第 6 期として、30 社・30 名の企業の幹部候補の女性が参加し、政策研究等を実施した。

(5) 障害者活躍の推進

企業がニューロダイバーシティ(※)に取り組むことは、 障害当事者の働きやすさに繋がるだけでなく、組織全体の イノベーション創出や生産性向上に繋がることが期待さ れる。2021 年度は、特に先行研究でその特定能力との親 和性が報告され、人材確保が喫緊の課題となっているデジ タル分野にフォーカスし、当分野において先行取組企業の 事例を収集し、企業が「ニューロダイバーシティ」を取り 入れる意義とその方法論を取りまとめ、レポートとして公 表した。

(※) ニューロダイバーシティとは、脳や神経に由来する個人の様々な特性の違いを多様性と捉えて相互に尊重し、社会の中で活かそうという考え方。